



市営住宅の入居者募集

■栄町住宅あさがお棟(相川地区)

- 所在地 相川栄町5番地
- 規格 耐火構造3階建て、3DK、平成10年度建設
- 募集戸数 3戸

- 家賃 月額2万3400円
- 3万8700円

○駐車場使用料

月額2800円

■吉井第2住宅(金井地区)

- 所在地 吉井本郷664番地
- 規格 簡易耐火構造平屋建て、3DK(浴槽なし)、昭和57年度建設
- 募集戸数 1戸

- 家賃 月額1万1400円
- 2万5100円

○駐車場使用料

月額2000円

■瓜生屋第1住宅(新穂地区)

- 所在地 新穂瓜生屋283番地2
- 規格 木造2階建て、3DK、平成11年度建設
- 募集戸数 1戸

- 家賃 月額2万5300円
- 4万1900円

■馬場第1住宅(新穂地区)

- 所在地 下新穂83番地1
- 規格 簡易耐火構造平屋建て、3DK(浴槽なし)、昭和52年度建設
- 募集戸数 1戸

- 家賃 月額9300円

1万5400円  
■特定公共賃貸住宅

後稲葉住宅(畑野地区)

- 所在地 畑野甲627番地2
- 規格 木造2階建て、2DK、平成13年度建設
- 募集戸数 1戸

- 家賃 月額2万4000円

■おりと向野住宅(相川地区)

- 所在地 相川下戸村354番地6
- 規格 コンクリートブロック造平屋建て、3DK、昭和46年度建設
- 募集戸数 1戸

- 家賃 月額1万5000円

入居資格

栄町住宅、吉井第2住宅、瓜生屋第1住宅、馬場第1住宅は①、②、③、⑤に、後稲葉住宅は①、④に、おりと向野住宅は①、⑤に該当すること

①市内に住所または勤務先があるか、住所を移そうとしていて、公租公課(市税等)を滞納していないこと

②同居する親族がいること(馬場第1住宅は、申込者によって異なる場合があります)

③収入(所得金額の合計から各種控除を行った額)の月額が20万円(高齢者世帯、障害者のいる世帯等は2万8000円)を超えないこと

④収入(所得金額の合計から各種控除を行った額)の月額が20万円以上60万1000円以下で、自ら居住するために住宅を必要としていること(中堅所得者層が対象)

⑤現に住居に困っていること

○申し込み方法 それぞれの申込先へ申請書など必要書類を提出してください。

○申込期限 6月30日(木)午後5時(栄町住宅、後稲葉住宅については、申込期限を過ぎても申込者がいない場合は、7月15日(金)まで募集期間を延長します)

○入居可能日 7月中旬から

○敷金 家賃の3か月分を前納しなければなりません。詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先  
栄町住宅、おりと向野住宅：  
相川支所建設課管理係  
☎74-03338

吉井第2住宅：  
佐渡市役所建設課  
建築住宅係  
☎63-51118

瓜生屋第1住宅、馬場第1住宅：  
新穂支所産業建設課建設係  
☎22-3111

後稲葉住宅：  
畑野支所産業建設課建設係

☎66-3111

児童手当の現況届について

児童手当の受給者は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き受給要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、必ず手続きをお願いいたします。なお、手続きの詳しい内容については、支払通知書郵送時に同封しました案内文書をご覧ください。

また、小学校第3学年修了前の児童を養育しながら、手当を受給していない方も、平成17年度の所得が限度額以内であれば請求により、手当を受給できます。

詳しくは、市役所社会福祉課児童福祉係(☎63-51113)またはお近くの支所にお問い合わせください。

精神保健相談会のお知らせ

専門医(精神科医)による精神保健相談会を毎月1回開催しています。「眠れない日が続く」「大声を出すなど、行動がおかしい」「お年寄りの認知症(痴呆)の症状や異常行動がみられる」など、心に関するお悩みのある方、またそのご家族が対象です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先  
佐渡保健所  
☎74-3407

社会福祉課 障害福祉係  
☎63-5113

ふれあいと対話が築く

明るく社会

7月は“社会を明るくする運動”の強化月間です

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本年度の重点目標は、「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」です。

罪を犯した人や非行に陥った少年の更生と社会復帰については、法務省を中心とした行政機関が携わっています。これらの人々が更生する場は地域社会であり、その更生と社会復帰には、本人の強い意思とともに、地域社会等の理解と協力が不可欠です。

問い合わせ先  
社会福祉課 社会福祉係  
☎63-5113